



令和2年2月13日

宮城県教育委員会  
教育長 伊 東 昭 代 殿

県立高等学校将来構想審議会  
会 長 本 岡 愛 実

県立高等学校における多様な学びの在り方について（答申）

令和元年7月9日付け教企第46号で下記のとおり諮問のありましたこのことについては、当審議会に設置した「多様な学びの在り方検討部会」で検討の上、当審議会において審議しましたので、別紙のとおり答申します。

#### 記

##### 【諮問の要旨】

「第3期県立高校将来構想」では、「目指す学校づくりの方向性」の取組の1つとして、学びの多様化への対応を掲げている。

これを受けて、定時制課程では、これまでの勤労青年のための学びの場としての役割に留まらない様々なニーズに応える学校づくりを推進することとしており、また学び直し等の課題に対しては、多様な入学動機や学習歴を持つ生徒への対応など様々な学びのニーズに応える新たなタイプの学校の設置を検討することとしている。

このことから、これまで既存の全日制高校及び定時制課程が担ってきた役割を踏まえた上で、適正な学校配置も含めた今後の定時制課程及び新たなタイプの学校の在り方について諮問するものである。

(別紙)

## 多様な学びの在り方について

### 1 定時制課程

#### (1) 学習環境

- ①単位制や定通併修制度，ICTの活用を通して，学習や学校生活に困難さを抱える生徒が学習を継続でき，生徒の興味・関心，進路希望に対応できる学習環境の充実を図ることが望ましい。
- ②また，自分の生活スタイルや学習のペースに合わせた時間帯での学習が可能であることなど，定時制課程の特長について広く情報発信を行うことが望ましい。

#### (2) 学校の体制

- ①定時制課程は定員に対する在籍者数の割合が低いこと，中学校卒業生数が減少傾向であること，生徒の実態から，学習時間帯や科目選択の多様性を確保できる多部制へ移行することが妥当である。
- ②体制構築に当たっては，地域性や科目選択の機会の確保等にも配慮しながら，定時制課程同士の再編，さらには課程の枠をも越えた学校の再編も行うことで，機能集約による限られた資源の有効活用や体制の充実を図ることができる。なお，この際，後述する新たなタイプの学校への移行も含めて検討することも必要である。

### 2 新たなタイプの学校

学校生活や学習に困難さを抱える生徒が，充実した学校生活を送るためには，学習に対する支援をはじめとした学校生活全般に関する支援体制の構築が必要である。その上で，時代や社会の変化，生徒のニーズを踏まえた，以下のコンセプトや取組を行う新たなタイプの学校が必要である。

#### (1) コンセプト

- ①多様な学びの機会を提供し，高校での学習や学校活動を通じて，社会的自立に必要な能力を持った生徒を育成する。
- ②学習面，情動面双方で個別最適化の視点を重視し，学習者中心の支援を行って，生徒が意欲的，自律的に学べる学校づくりをする。

#### (2) 具現化するための手法

- ①教員による指導を補完する「学習支援員」を配置し，個々の状況に応じた支援を受ける機会の提供や，教育課程の弾力化や特色化等により，確かな学力を身に付けるための基礎学力の定着を図る。

- ②スクール・カウンセラー等の専門家や特別支援学校，外部の専門機関の活用など，相談体制を整備する。
- ③企業との連携活動や就業体験活動，地域社会等における活動などの様々な体験的な学びを通じて，社会の形成者としての自覚や，自己効力感及び自己有用感の涵養を図る。
- ④単位制の導入，他課程併修制度の活用，ICTの進展を意識した学習や授業の実施など，生徒が意欲的・自律的に学べるように，学び方の多様化を図る。

(3) 実施方法及び設置形態

既存校の転換も含んで新たに対象校を指定することを基本とし，モデル校での実施，研究・検証等を経て，県内での展開可能性について，より県全体に効果が及ぶような実施方法を検討することが望ましい。

3 留意すべき事項

- (1) 上記の体制構築に当たっては，教員の生徒に対する指導の在り方も変化が求められることから，学習者中心の支援を行えるように教員の資質・能力の向上を図ることが不可欠である。
- (2) 上記，2(2)③の「社会の形成者としての自覚や，自己効力感及び自己有用感の涵養」については，みやぎの志教育で掲げる「かかわる」，「もとめる」，「はたす」の視点も尊重して取り組むことが必要である。